

青森市の環境に係る主な取組及び実績

目 次

○自然環境と生活環境の保全	
・ 緑の保全及び自然との共生	P1
・ 人と野生動物との共存	P3
○環境基準達成状況	
・ 大気環境の保全	P5
・ 大気汚染物質常時監視結果	P5
・ 有害大気汚染物質モニタリング	P7
・ 水環境の保全	P8
・ 騒音の概況	P11
・ 地盤沈下の防止	P15
○適正な廃棄物処理の推進	
・ 廃棄物の適正処理	P17
・ 3R(リデュース・リユース・リサイクル)・省資源の推進	P18
・ 下水道の整備状況	P20
○地球温暖化対策の推進	
・ 温室効果ガス総排出量の推移	P21
・ 1人当たり排出量の推移	P22
○(参考)青森市の住みやすさ	P24

※市の環境施策と取組実績等を取りまとめた冊子（青森市のかんきょう）及び
市ホームページより抜粋

○自然環境と生活環境の保全

1 緑の保全及び自然との共生

(1) 自然、地域と再生可能エネルギーとの共生

本県の豊かな自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するとともに、再生可能エネルギー発電事業の円滑導入に寄与し、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図ることを目的として、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」(以下、「共生条例」)が制定されました。

共生条例では、「現在の世代が未来の世代に引き継ぐべき環境」を保全することを前提に、持続可能な形で、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するため、あらかじめ県内を3つの地域(保護・保全・調整)にゾーニングするとともに、再生可能エネルギー発電施設の設置計画を知事が認定するために必要な合意形成手続を定めています。

なお、現在、市町村からの申し出により県が指定した共生区域は下北半島における3区域が指定されています。

ゾーニング ——— 保護地域・保全地域への設置は不可

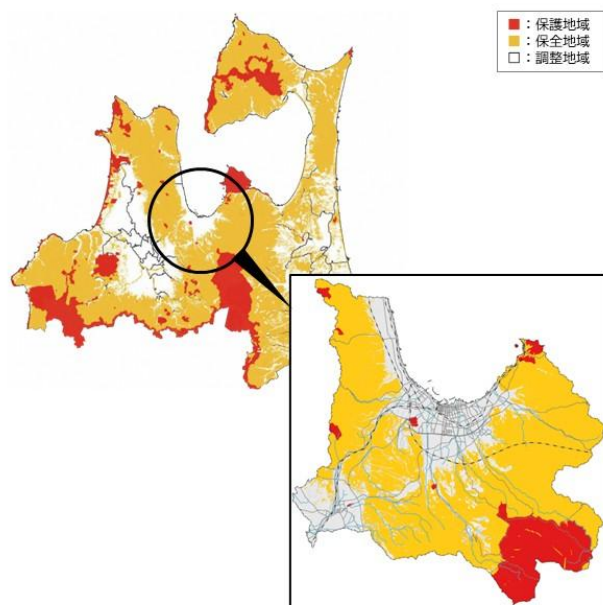
本県の再生可能エネルギーに対する保護・保全の考え方にに基づき地域区分を設定します。

事業者の皆さまは、地域区分に応じて再生可能エネルギー発電施設の設置計画を立案するをお願いします。

地域区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	自然・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域)
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※事業の実施不可。

(県の条例概要リーフレットより抜粋)

○ゾーニングのイメージ

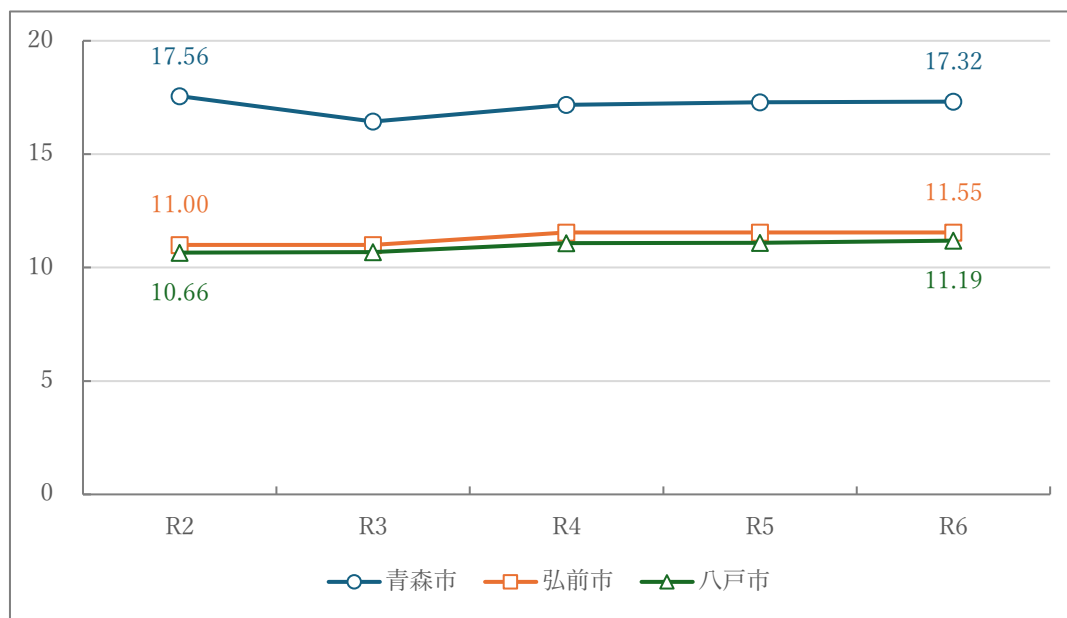


(2) 快適な都市環境

1人当たり公園面積の推移について、青森県内3市を比較すると、概ね横ばいとなっており、青森市が最も広がっています。

1人当たり公園面積の推移

(単位: $\text{m}^2/\text{人}$)



出典: 青森県の都市計画(資料編)

2 人と野生動物の共存

(1) 有害鳥獣の捕獲許可

野生動物は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、本市の豊かな自然は、そこに暮らす多様な野生生物によって支えられています。一方で、ツキノワグマやニホンザルなどの鳥獣による農業被害の拡大や人的被害の発生が懸念されているほか、市街地へ集団で飛来するカラスの糞や鳴き声などによる生活環境被害が発生しており、人と野生動物の軋轢が顕在化しています。

市では、人と野生動物が適切な距離を保ち共生ができるよう、野生動物の管理や市民への啓発活動を実施しています。

有害鳥獣捕獲許可件数の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	23	34	40	60	83



捕獲したアライグマ

※野生鳥獣により生活環境、農林水産業または生態系に係る被害が現に生じている、或いは、そのおそれがある場合で、追い払い等の被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合、例外的に鳥獣の捕獲を許可しています。

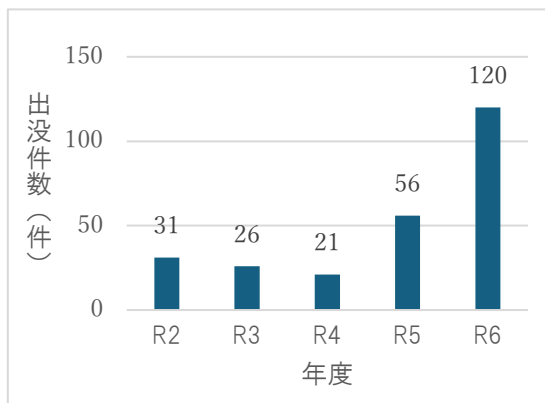
(単位:羽/頭) 市内における鳥獣の種類ごとの捕獲状況(市長に捕獲許可権限のある種類のみ)

年度 種類		R2	R3	R4	R5	R6
鳥類	カラス類	118	110	77	92	109
	トビ	17	22	16	22	21
	カルガモ	7	4	6	0	0
獣類	タヌキ	0	0	0	6	6
	アライグマ	0	1	0	0	7
	アナグマ	0	1	0	4	2
	ツキノワグマ	0	0	1	5	1
	ハクビシン	2	5	1	3	10
	ノウサギ	14	11	8	8	10
	ニホンザル	0	1	4	35	15

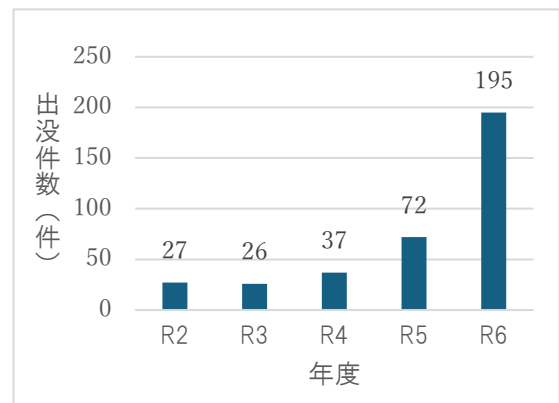
(2) 危険鳥獣出没情報の市民への周知

市では、ツキノワグマやニホンザル等、人の生命や財産へ被害を及ぼすおそれのある鳥獣の出没情報が寄せられた場合、警察と連携した現場パトロールのうえ、チラシの配布、看板の設置等の方法により付近住民へ注意喚起するとともに、ホームページや SNS に情報を掲載することで、広く市民へ周知しています。また、深刻な被害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、当該鳥獣を捕獲しています。

令和 6 年度はツキノワグマ及びニホンザルの出没件数が増加しており、荒川字南荒川山地区においてツキノワグマによる人身被害も 2 件発生しています。



ツキノワグマ出没件数の推移



ニホンザル出没件数の推移

○ 環境基準達成状況

1 大気環境の保全

令和6年度は、大気汚染物質濃度は概ね環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては環境基準(1時間値 0.06ppm)を年間で122時間超過し、最高濃度は、0.083ppmに達したため環境基準を達成していないものの、緊急時の注意報発令基準である0.12ppmには至っていません。

環境基準達成状況一覧（令和6年度）

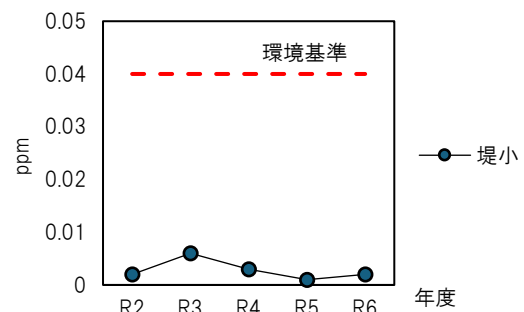
測定項目		堤小学校	甲田小学校	新城中央小学校	橋本小学校	旧大栄小学校
二酸化硫黄 (SO ₂)	短期	○	—	—	—	—
	長期	○	—	—	—	—
二酸化窒素 (NO ₂)		○	○	—	○	○
光化学オキシダント (O _x)		×	—	—	—	—
一酸化炭素 (CO)	短期	—	—	—	○	—
	長期	—	—	—	○	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	短期	○	○	○	○	○
	長期	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	短期	—	○	—	—	—
	長期	—	○	—	—	—

○ 基準を達成した項目 × 基準を達成しなかった項目 — 測定未実施

2 大気汚染物質常時監視結果

(1) 二酸化硫黄(SO₂)

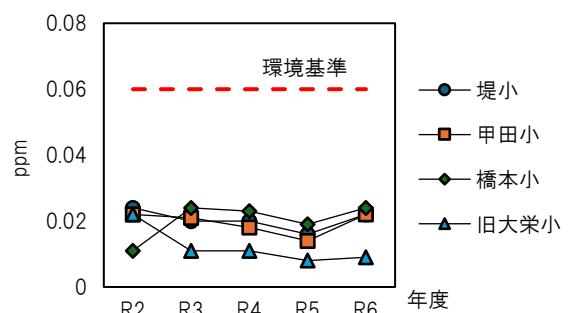
令和6年度は、堤小学校で測定を行い環境基準である長期的評価基準“1時間値の日平均値 0.04ppm 以下”及び短期的評価基準“1時間値が 0.1ppm 以下”をいずれも達成しています。



二酸化硫黄の日平均値の推移

(2) 二酸化窒素(NO₂)

令和6年度は堤小学校、甲田小学校、橋本小学校、旧大栄小学校で測定を行い、環境基準である“1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること”を全ての地点で達成しています。

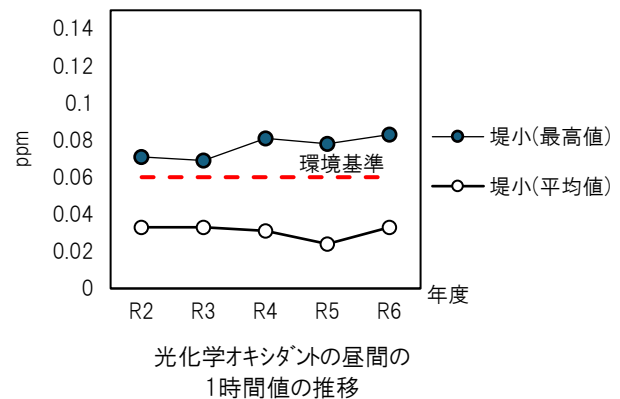


二酸化窒素の日平均値の推移

(3) 光化学オキシダント(Ox)

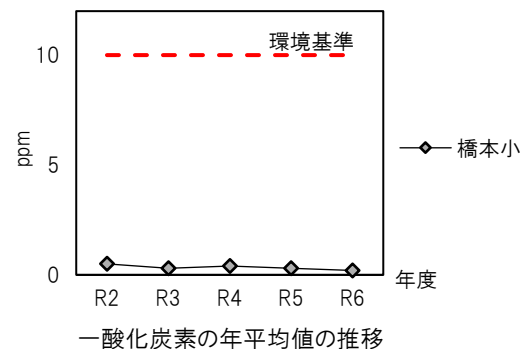
令和 6 年度は、堤小学校で測定を行い、環境基準である“1 時間値 0.06ppm 以下であること”に対して、1 時間値の最大値が 0.083ppm であったことから、環境基準を達成しませんでした。なお、日平均値は 0.033ppm となっており、過去 5 年横ばいで推移しています。光化学オキシダントについては、本市を含め県内

全域で春季に高い濃度が観測されており、主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられるほか、アジア大陸からの越境汚染の影響も考えられています。また、全国的に環境基準達成率が低い状態となっており、今後、国内における光化学オキシダントの削減が急務となっています。



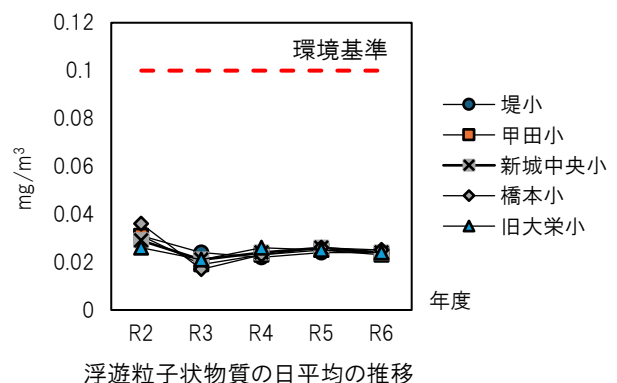
(4) 一酸化炭素(CO)

令和 6 年度は、橋本小学校で測定を行い、環境基準である長期的評価基準“1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であること”及び短期的評価基準“1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること”をいずれも達成しています。



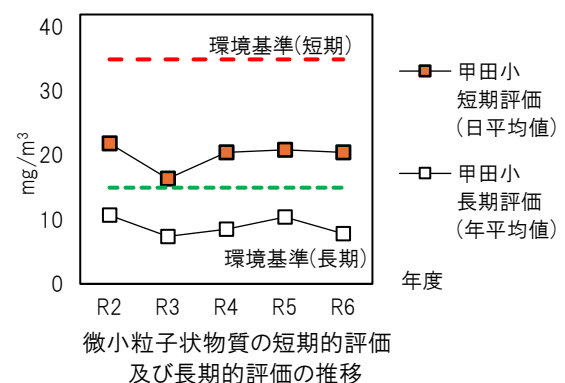
(5) 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和 6 年度は堤小学校、甲田小学校、新城中央小学校、橋本小学校、旧大栄小学校で測定を行い、環境基準である長期的評価基準“1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であること”及び短期的評価基準“1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下であること”を全ての地点で達成しています。



(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

令和 6 年度は、甲田小学校で測定を行い、環境基準である長期的評価基準“1 年平均値 15μg/m³ 以下であること”及び短期的評価基準“1 日平均値が 35μg/m³ 以下であること”をいずれも達成しています。



3 有害大気汚染物質モニタリング

有害大気汚染物質による人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない指定物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）を含む有機化合物（14 物質）及び金属類（7 物質）について、堤小学校と橋本小学校の 2 地点において月 1 回（24 時間）の頻度で大気環境中の濃度を測定しました。

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 4 物質については、いずれも環境基準を達成しています。

また、大気の汚染に係る指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、アセトアルデヒド、ニッケル化合物、マンガン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物の 11 物質についても、指針値を下回っていました。

有害大気汚染物質モニタリング調査結果（令和 6 年度）

測定対象物質	一般環境		沿 道		環境基準 (指針値) ＜年平均値＞	単位
	堤小学校		橋本小学校			
	年平均値	最低値～最高値	年平均値	最低値～最高値		
ベンゼン	0.40	0.18～0.71	0.40	0.21～0.70	3 以下	μg/ m ³
トリクロロエチレン	0.0051	0.0012～0.009	—	—	130 以下	
テトラクロロエチレン	0.021	0.013～0.038	—	—	200 以下	
トルエン	1.1	0.64～2.2	0.88	0.44～1.7	—	
ジクロロメタン	0.46	0.31～0.73	—	—	150 以下	
アクリロニトリル	0.0027	0.0002～0.028	—	—	(2 以下)	
塩化ビニルモノマー	0.0043	0.0010～0.011	—	—	(10 以下)	
塩化メチル	1.2	0.97～1.6	—	—	(94 以下)	
クロロホルム	0.14	0.10～0.18	—	—	(18 以下)	
1,2-ジクロロエタン	0.097	0.061～0.20	—	—	(1.6 以下)	
1,3-ブタジエン	0.034	0.003～0.073	0.030	0.003～0.062	(2.5 以下)	
酸化エチレン	0.034	0.010～0.062	—	—	—	
アセトアルデヒド	1.3	0.83～2.7	1.4	0.89～2.0	(120 以下)	
ホルムアルデヒド	1.2	0.57～2.3	1.3	0.69～2.5	—	
ベンゾ[a]ピレン	0.025	0.0004～0.068	0.026	0.0031～0.073	—	ng/m ³
ニッケル化合物	0.99	0.61～3.3	—	—	(25 以下)	
ヘリウム及びその化合物	0.0097	0.0006～0.085	—	—	—	
マンガン及びその化合物	8.9	0.94～50	—	—	(140 以下)	
クロム及びその化合物	0.99	0.48～3.3	—	—	—	
ヒ素及びその化合物	0.38	0.098～1.2	—	—	(6 以下)	
水銀及びその化合物	1.4	1.0～1.8	—	—	(40 以下)	

4 水環境の保全

(1) 水環境の概況

水質汚濁とは、事業活動に伴って排出される産業排水や、私たちの日常生活に伴って排出される生活排水及び自然現象などによって河川や海の水が汚染されることをいいます。

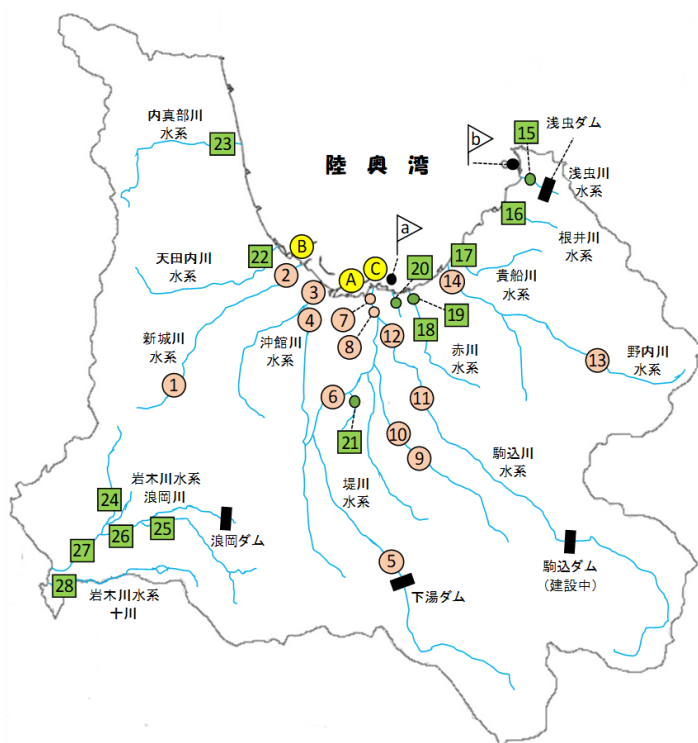
水質汚濁の状況を判断する基準としては、環境基本法第16条第1項に基づき「人の健康の保護に関する基準(健康項目)」と「生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)」の2種類の環境基準が定められています。健康項目には、カドミウム・シアン・鉛等の27項目に基準値が設定されており、生活環境項目には、指定された河川・海域・湖沼ごとに、「生物化学的酸素要求量(BOD)」「浮遊物質(SS)」等の基準値が設定されています。

(2) 公共用水域の現況

河川および海域における水質汚濁の現況を把握するため、水質汚濁防止法の規定により青森県知事が作成した測定計画に基づき、主として生活環境項目について、継続的に水質調査を実施しています。

令和6年度は、類型指定されている6河川(新城川、沖館川、堤川、横内川、駒込川、野内川)14地点(うち底質のみ1地点)および海域3地点、類型指定されていない12河川14地点、水浴場2地点において、水質調査を実施しました。

なお、類型指定されている地点については、環境基準が適用されます。



公共用水域調査地点図

海域調査地点名

No.	水域名	地点名
A	陸奥湾(1)	青森港東(本港)
B	陸奥湾(2)	青森港西(木材港)
C	陸奥湾(3)	堤川1km沖

河川調査地点名

No.	水域名	類型	地点名
1	新城川	B	戸建沢橋
2			新井田橋
3	沖館川	C	沖館橋
4			西滝川滝内橋
5	堤川上流	A	下湯ダム下
6			荒川橋
7	堤川下流	B	甲田橋
8			石森橋(底質)
9	横内川上流	AA	水道取水口上流
10	横内川下流	A	ねぶたの里入口
11	駒込川上流	A	駒込川頭首工
12	駒込川下流	B	八甲橋
13	野内川	A	滝沢橋
14			野内橋
15	浅虫川	-	鉄橋下
16	根井川	-	根井橋
17	貴船川	-	線路付近
18	赤川	-	小柳橋
19			沢田橋
20	根子堰	-	清涼寺横
21	合子沢	-	妙見橋付近
22	天田内川	-	中道橋
23	内真部川	-	内真部橋
24	大釈迦川	-	中新座橋
25	正平津川	-	一本木橋
26	浪岡川	-	浪岡橋
27			松枝橋
28	十川	-	川倉新橋

水浴場調査地点名

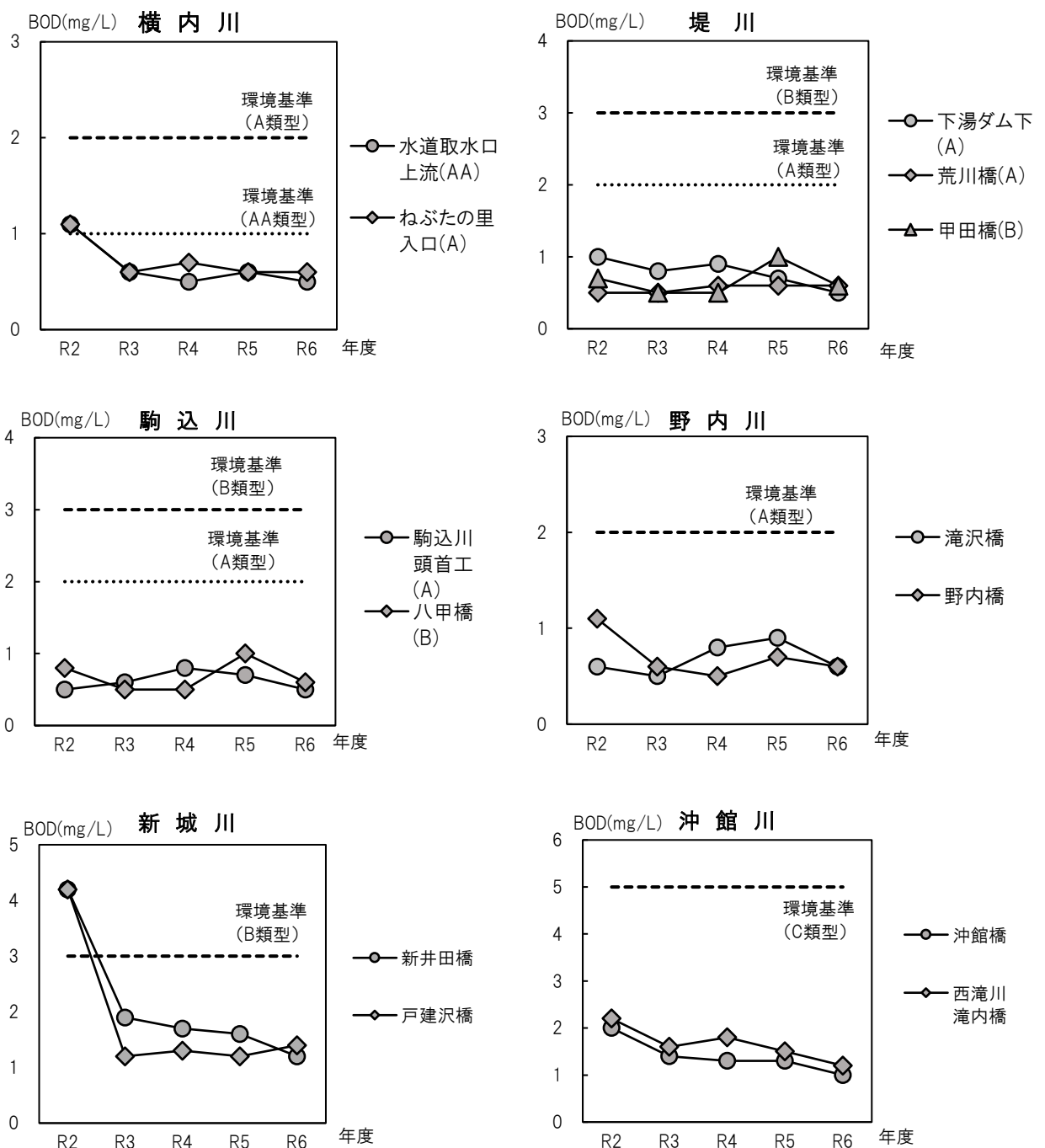
No.	水浴場名
a	合浦海水浴場
b	サンセットビーチあさむし

(3)河川

健康項目は5河川7地点で測定を実施し、令和6年度は全地点で環境基準を達成しています。

また、生活環境項目のうち河川の汚濁の代表的な指標であるBODは、環境基準点の13地点のうち、全地点で環境基準を達成しています。なお、令和2年度は一部で基準を満たしていない河川があったものの、令和3年度以降は改善傾向にあります。なお、生活環境項目の大腸菌数について、令和6年度は一部で基準を満たしていない河川があり、満たしていない原因として、生活排水の処理不十分のほか、自然由来などが考えられます。

河川別(環境基準点)におけるBOD(75%値)の経年変化

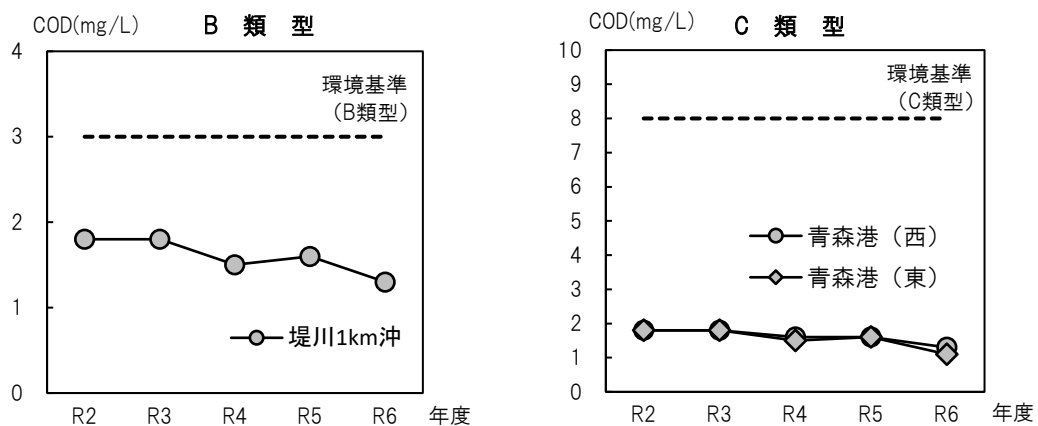


(4) 海域

健康項目は海域 1 地点(堤川 1km 沖)で測定を実施し、令和 6 年度は環境基準を達成しています。また、生活環境項目のうち海域の汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)は、全3地点で環境基準を達成しています。

なお、陸奥湾については閉鎖性水域として全窒素及び全リンに係る環境基準の水域類型をしており、青森港西では全リンで基準を満たさない時期がありました。生活排水が未処理のまま公共用水域に放流されることなどが原因と考えられます。。

海域別（環境基準点）における COD（75%値）の経年変化



(5) 水浴場

開設前の水質について、合浦海水浴場、サンセットビーチあさむしは水質 AA で「適」でした。開設中の水質は 2 地点とも水質 B で「可」でした。令和 6 年度の開設中がいずれも水質 B となったのは、海水温上昇による内部生産 COD (海域内部で生産される有機物で、大半はプランクトン等そのもの) の上昇によるものと考えられます。なお、腸管出血性大腸菌 O-157 は、2 地点とも不検出でした。

水浴場の測定結果

年度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
水浴場名						
合浦海水浴場	開設前	水質 AA	水質 AA	水質 A	水質 AA	水質 AA
	開設中	水質 AA	水質 AA	水質 B	水質 B	水質 B
サンセットビーチ あさむし	開設前	水質 A	水質 AA	水質 B	水質 A	水質 AA
	開設中	水質 A	水質 AA	水質 B	水質 B	水質 B

5 騒音の概況

(1) 環境騒音

環境騒音とは、「不特定多数の騒音源から発生するすべての音が混ざった騒音」のことです。この環境騒音については、環境基本法第 16 条に基づき、「生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準」(環境基準)が定められています。

令和 6 年度は、市内 34 地点(青森地区 24 地点、浪岡地区 10 地点)で昼間と夜間の環境騒音を測定し、昼間 32 地点、夜間 28 地点で環境基準を達成しています。

基準達成に至らなかった地区については、青森地区においては、測定期間中、一時的に自動車音が高かったこと等が原因と考えられ、浪岡地区においては、11 月下旬から 12 月に環境騒音の測定を行ったことから、降雪時の自動車音等が原因と考えられます。

青森地区の環境基準達成状況(令和 6 年度)

類型	用途地域	測定地点	基準達成		類型	用途地域	測定地点	基準達成	
			昼	夜				昼	夜
A	第 1 種低層住居専用	筒井字ハツ橋	○	○	B	第 1 種住居	原別 3 丁目	○	×
		小柳 1 丁目	○	○			浅虫字内野	○	×
		桜川 5 丁目	○	×			新城字平岡	○	○
		大野字若宮	○	○			篠田 2 丁目	○	○
		羽白字沢田	○	○		第 2 種住居	中央 3 丁目	○	○
	第 1 種中高層住居専用	幸畑 2 丁目	○	○		市街化調整	横内字亀井	○	○
		久須志 2 丁目	○	○			高田字日野	×	○
	第 2 種中高層住居専用	勝田 2 丁目	○	○			荒川字柴田	○	○
		造道 3 丁目	○	×	C	近隣商業	蛸沢 4 丁目	○	○
		松原 1 丁目	○	○			青柳 2 丁目	○	○
		富田 1 丁目	○	○		商業	本町 1 丁目	○	○
						準工業	三内字稲元	○	○
							浜田字豊田	○	○

浪岡地区の環境基準達成状況(令和 6 年度)

類型	用途地域	測定地点	基準達成		類型	用途地域	測定地点	基準達成	
			昼	夜				昼	夜
(A)	第 2 種低層住居専用	浪岡字平野	○	○	(B)	第 1 種住居	女鹿沢字東富田	○	×
	未指定	王余魚沢字北村元	○	×			女鹿沢字野尻	○	○
		浪岡字五所	○	○	(C)	商業	浪岡字岡田	○	○
		徳才子字福田	×	×			浪岡字細田	○	○
		吉野田字木戸口	○	×	(A')	未指定	下十川字宮本	○	○

※浪岡地区は類型指定されていないため、青森地区の類型指定に準じて判定しました。

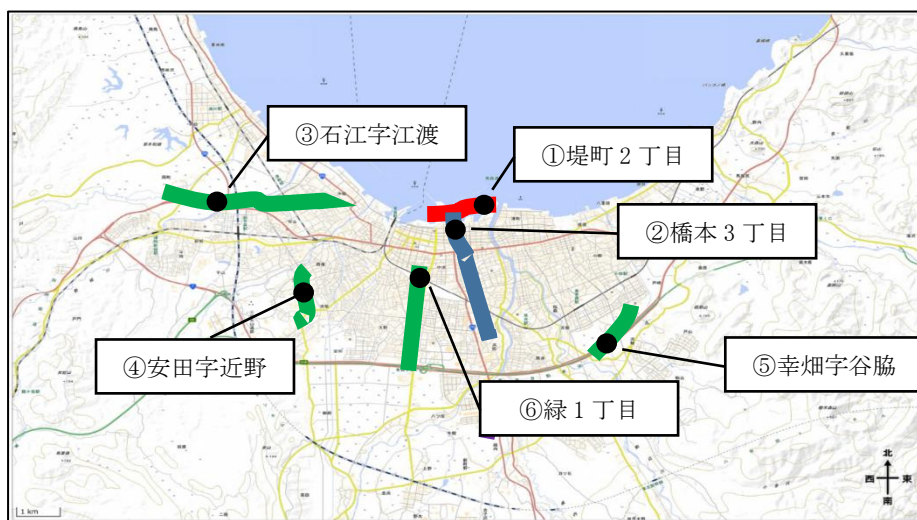
(2) 自動車騒音調査

自動車騒音は、幹線道路のみならず身近な生活道路も含めた沿線の環境問題のひとつです。

本市では、自動車騒音の実態を把握するため、主要幹線道路のうち 30 区間において、道路端から 50m の範囲内に存在する住居等について、環境基準を達成する戸数と割合を把握する調査(面的評価)を実施しています。

調査は 30 区間を 5 年かけて実施する計画としており、令和 6 年度は下記の 6 区間で調査を実施しました。結果、交通量の多い国道 4 号線では 88.3%の環境基準達成であったが、残り 4 区間で 100%の環境基準を達成し、1 区間では 100%に近い結果となりました。

自動車騒音常時監視位置図(令和 6 年度)



自動車騒音常時監視 環境基準を達成した戸数の割合(令和 6 年度)

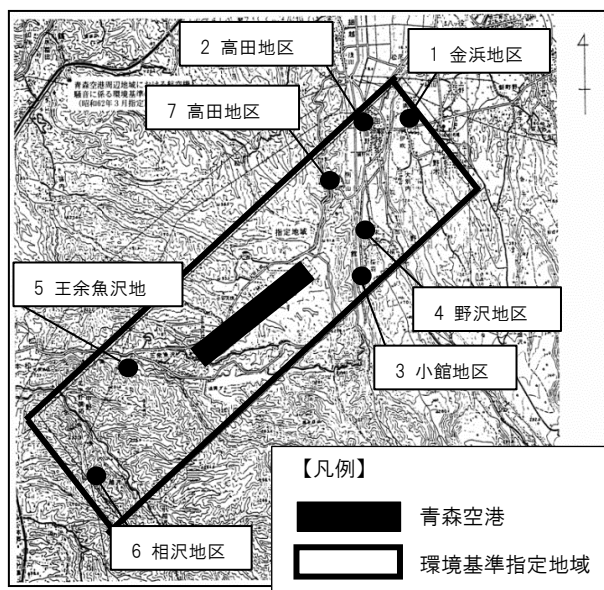
No	調査地点	路線名	昼間・夜間 とも達成	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼間・夜間 とも非達成
①	堤町 2 丁目	一般国道 4 号	88.3%	0%	10.9%	0.8%
②	橋本 3 丁目	一般国道 103 号	99.4%	0%	0.3%	0.3%
③	石江字江渡	県道鶴ヶ坂千刈線	100%	0%	0%	0%
④	安田字近野	県道青森環状野内線(安田)	100%	0%	0%	0%
⑤	幸畑字谷脇	県道青森環状野内線(幸畑)	100%	0%	0%	0%
⑥	緑 1 丁目	県道荒川青森停車場線	100%	0%	0%	0%

(3) 航空機騒音調査

青森空港は、青森市の中心部から南方約 13km、標高約 200m の高台に位置しています。現在は、ソウル・台北線の国際線をはじめ、東京・大阪・札幌・名古屋・神戸の各線が就航しています。青森空港周辺地域は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、昭和 62 年 3 月 31 日に「航空機騒音に係る環境基準の類型指定」がされました。

本市では、航空機騒音に係る環境基準達成状況を把握するため、昭和 63 年から航空機騒音の定点測定を実施しています。令和 6 年度は下記の 7 地点において測定を実施し、すべての地点で環境基準を達成しています。

航空機騒音測定地点（令和 6 年度）



環境基準達成状況（令和 6 年度）

No	測定地点	環境基準達成状況
1	金浜地区	○
2	高田地区①	○
3	小館地区	○
4	野沢地区	○
5	王余魚沢地区	○
6	相沢地区	○
7	高田地区②	○

(4) 新幹線鉄道騒音結果

本市の新幹線鉄道については、東北新幹線の八戸駅－新青森駅間が平成 22 年 12 月 4 日に、北海道新幹線の新青森駅－新函館北斗駅間が平成 28 年 3 月 26 日に開業しました。これらの沿線では、環境基本法第 16 条の規定に基づき、平成 13 年 4 月 1 日に東北新幹線の八戸駅－新青森駅間、平成 20 年 3 月 7 日に北海道新幹線の新青森駅－新函館北斗駅間で「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」がされました。

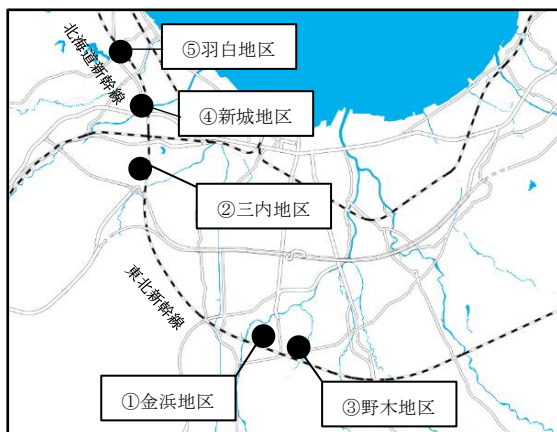
本市では、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、新幹線鉄道の軌道中心から 25m 地点及び 50m 地点における騒音を測定しています。

令和 6 年度は下記の 5 地点において測定を実施し、金浜地区の 25m 地点及び野木地区の 25m 地点、50m 地点で環境基準不適合でした。環境基準不適合の地点については、県を通じ、東日本旅客鉄道株式会社に対して防音対策の実施を要請しています。

新幹線鉄道騒音測定結果(令和 6 年度)

No	測定地点	区間	環境基準達成状況	
			25m 地点	50m 地点
①	金浜地区	八戸－新青森	×	○
②	三内地区		○	○
③	野木地区		×	×
④	新城地区	新青森－新函館北斗	○	○
⑤	羽白地区		○	○

新幹線鉄道騒音測定地点(令和 6 年度)



6 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下の現況

地盤沈下とは、地下水の汲み上げすぎなどによって、私たちの生活基盤である大地が広い範囲にわたって沈んでいく現象をいいます。

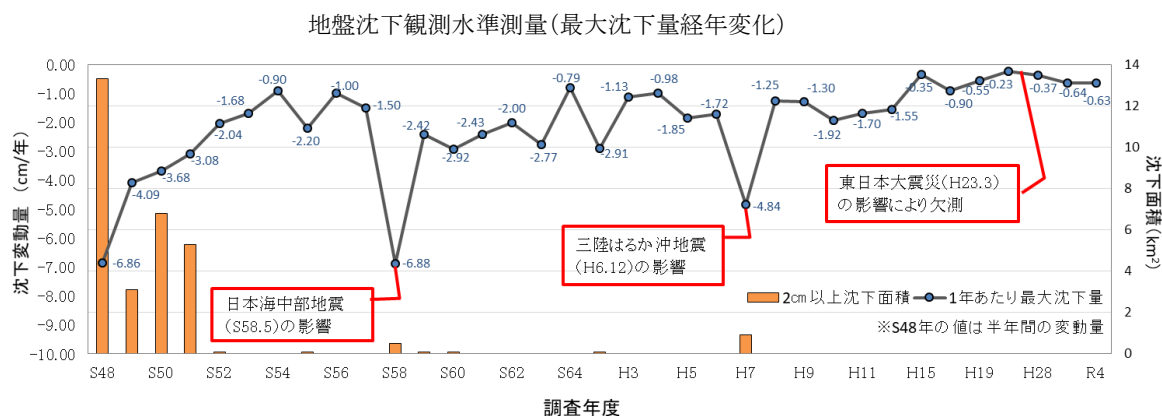
本市では、国土地理院が昭和 47 年に実施した水準測量によって、昭和 43 年からの 4 年間に最大 21.7cm も地盤が沈下していることが確認されました。また、県の港湾関係機関が実施した水準測量結果により、海岸線が大きく沈下していることも判明しました。これが契機となり、地盤沈下の状況を総合的に把握するため、昭和 47 年 10 月に国・県・市などの関係機関が水準点を市内主要箇所 に 150 点設置し、以来水準測量を継続的に実施しています。

測量地域及び水準点数（令和 4 年度）

測量地域		測量水準点数	測量距離
青森地区	国道から海手側（野内～合浦～古川～油川）	103 点	100.96 k m
	国道から山手側（八幡林～戸山～間屋町～安田～新城～油川）		
浪岡地区	杉沢～浪岡（平野）～女鹿沢～浪岡（細田）の地域内	6 点	4.294 k m
計		109 点	105.254 k m

(2) 地盤沈下量等の推移

昭和 48 年 5 月から令和 4 年 5 月までの最大沈下量(1 年あたり)の推移を以下に示します。



(3) 令和4年度調査の概要

令和4年度の水準測量では、令和元年5月から令和4年5月の3年間に顕著な地盤の沈下は確認されませんでした。

青森地区では、令和元年からの3年間で、最大1.90 cm(浜田字玉川)の沈下量となっています。

また、浪岡地区では、令和元年からの3年間で、最大0.14 cm(浪岡字稲村)の沈下量となっています。

地盤沈下面積

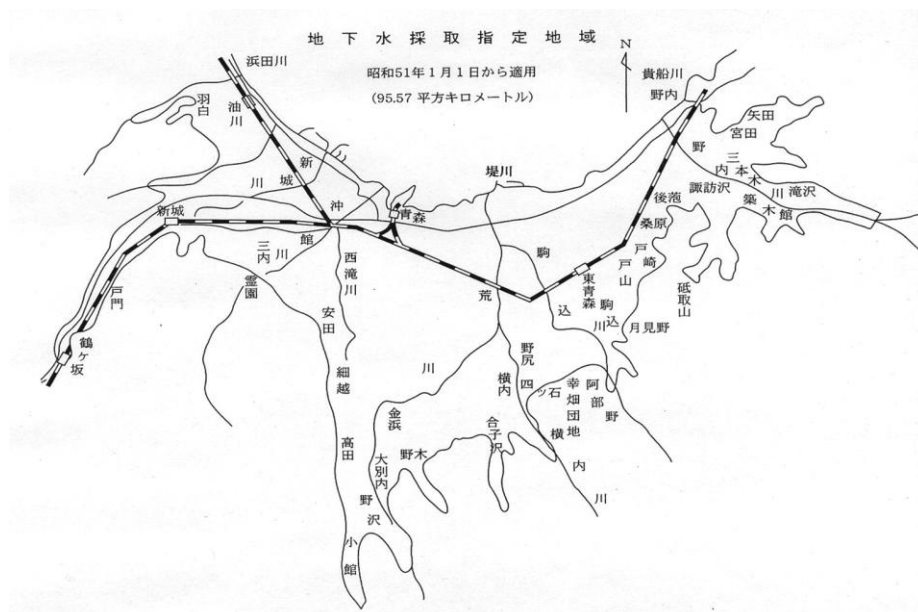
測量地域	年 月	最大沈下量 (cm)	沈下面積 (km ²)			
			2 cm以上	1 cm以上 2 cm未満	1 cm未満	合計
青森地区	H11年5月～H13年5月	3.10	0.10	0.30	50.60	51.00
	H13年5月～H15年5月	0.70	0.00	0.00	1.75	1.75
	H15年5月～H17年5月	1.10	0.00	0.03	38.87	38.90
	H17年5月～H19年5月	1.10	0.00	0.01	21.93	21.94
	H19年5月～H22年5月	0.70	0.00	0.00	0.74	0.74
	H22年5月～H25年5月	-	-	-	-	-
	H25年5月～H28年5月	1.11	0.00	0.02	33.78	33.80
	H28年5月～R1年5月	1.92	0.00	12.46	29.86	42.32
浪岡地区	R1年5月～R4年5月	1.90	0.00	1.33	4.61	5.94
	H28年5月～R1年5月	0.02	0.00	0.00	0.02	0.02
	R1年5月～R4年5月	0.14	0.00	0.00	0.27	0.27

(4) 地盤沈下防止対策

本市が実施した地下水利用実態調査や青森県が実施した地下水収支解析調査等各種調査の結果、本市における地盤沈下の原因は、地下水の過剰な汲み上げにより地層の脱水減圧が生じることに伴う圧密収縮であることが判明しました。このため、昭和49年1月に青森市公害防止条例の一部を改正し、地盤沈下の主因である地下水の過剰な汲み上げを規制しています。

この結果、沈下量は鈍化傾向を示し、それ以後、大きな沈下現象は認められていません。

青森市公害防止条例による地下水採取指定地域

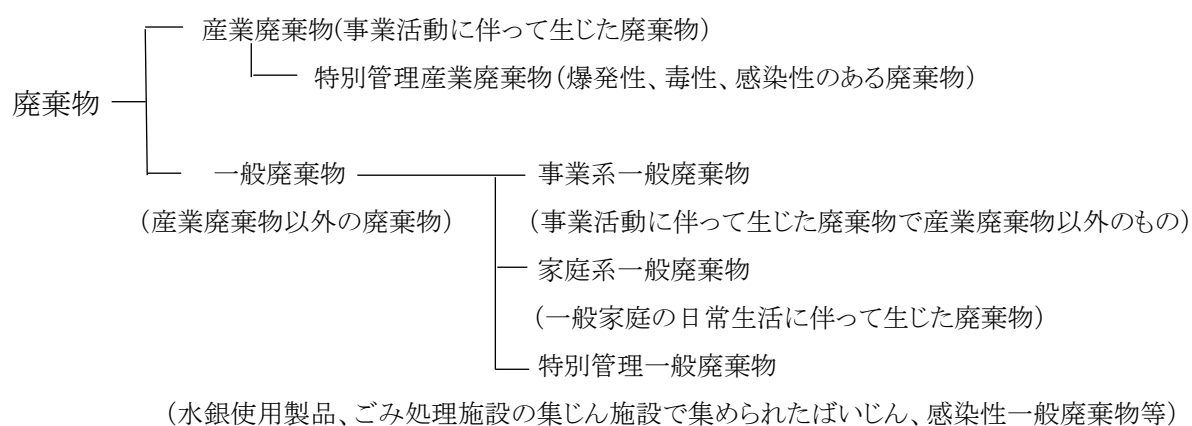


○適正な廃棄物処理の推進

1 廃棄物の適正処理

廃棄物とは占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できないために不用となった物のことで、大きく産業廃棄物と一般廃棄物とに分けられます。産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物をいい、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といいます。また、一般廃棄物は事業活動から生じた廃棄物で産業廃棄物以外のものである事業系一般廃棄物と一般家庭から生じた家庭系一般廃棄物とに分類されます。さらに、爆発性や毒性、感染性等を有するものは、それぞれ特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物に分類されます。

事業活動に伴い発生した廃棄物は事業者自らが責任をもって適正に処理しなければなりません。



2 3R(リデュース・リユース・リサイクル)・省資源の推進

ごみの年間排出量や1人1日当たりの排出量、資源化量は、概ね減少傾向にあります。

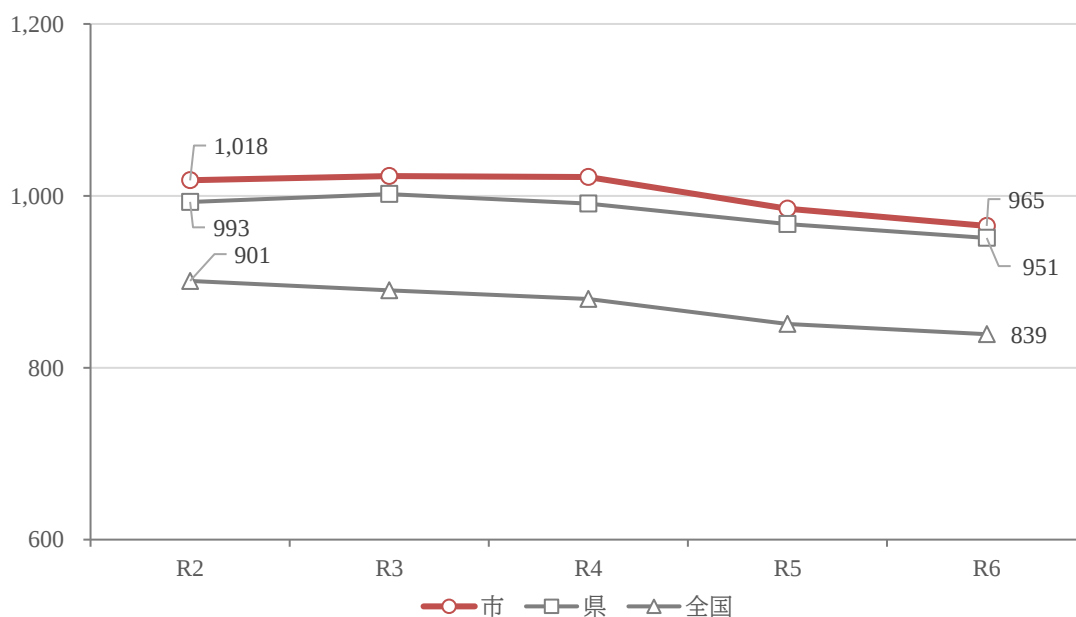
ごみ排出量・資源化量の推移

区 分	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
総 人 口	人	278,959	275,749	272,323	268,195	264,321
世 帯 数	世帯	137,387	137,419	137,371	136,722	136,472
年 間 日 数	日	365	365	365	366	365
年 間 排 出 量 (A)	t	103,703	102,964	101,557	96,707	93,172
可 燃 ご み	t	80,799	80,228	78,975	75,745	74,370
不 燃 ご み	t	9,820	9,632	9,818	8,990	7,666
資 源 ご み	t	7,267	7,185	7,087	6,745	6,381
粗 大 ご み	t	1,618	1,760	1,770	1,678	1,452
集 団 回 収	t	4,170	4,129	3,876	3,519	3,164
使 用 済 割 箸	t	2	1	1	1	1
ペットボトルキャップ	t	10	10	9	12	9
廃食用油	t	12	12	12	10	8
インクカートリッジ	t	0	0	1	1	1
使用済小型家電	t	5	7	8	6	14
衣類	t	0	0	0	0	82
連携協定 (セブンイレブン)	t	0	0	0	0	24
1 人 1 日 当 た り の 排 出 量	g	1,018	1,023	1,022	985	965
総資源化量 (B)	t	14,850	14,798	14,054	13,269	12,727
リサイクル率 (B÷A)	%	14.3%	14.4%	13.8%	13.7%	13.7%

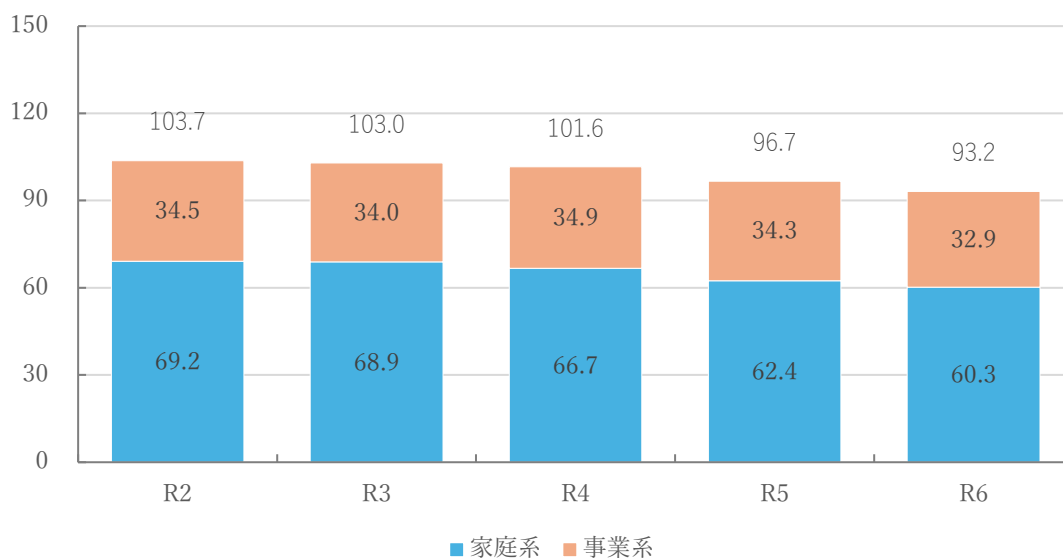
※1人1日当たりの排出量は、年間排出量÷総人口÷年間の日数で算出している。

(グラム)

1人1日当たりのごみの排出量の推移

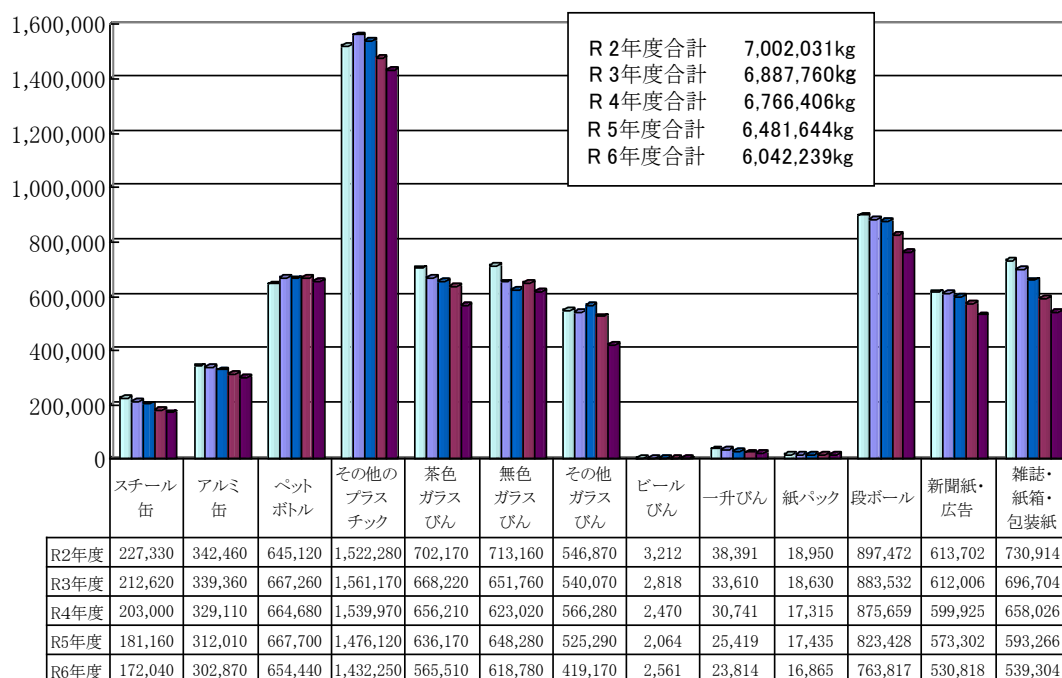


(千トン) 家庭系及び事業系ごみの年間排出量の推移



品目別資源化量実績

- ①空き缶 ②ペットボトル ③ガラスびん ④紙パック ⑤段ボール
⑥新聞紙・広告 ⑦雑誌・紙箱・包装紙 ⑧生きびん(青森地区) ⑨その他のプラスチック

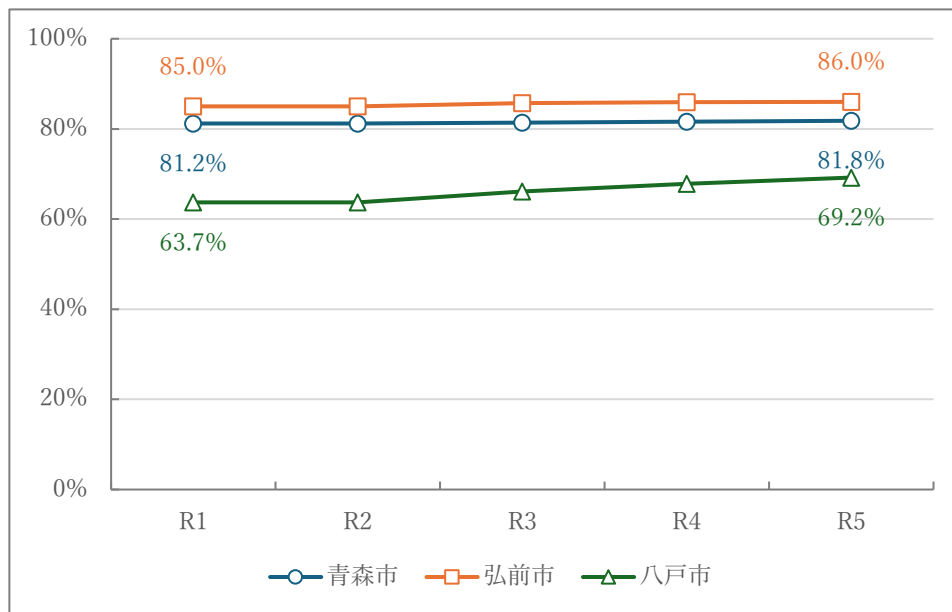


3 下水道の整備状況

下水道の整備状況の推移について、青森県内3市を比較すると、約8割と高い割合で概ね横ばいとなっています。

なお、本市における公共下水道のほか、農業集落排水処理施設の汚水処理を合わせた水洗化率は約90%となっています。

下水道の整備状況の推移



出典:青森県の都市計画(資料編)

○地球温暖化対策の推進

1 温室効果ガス総排出量の推移

(1) 総排出量の推移

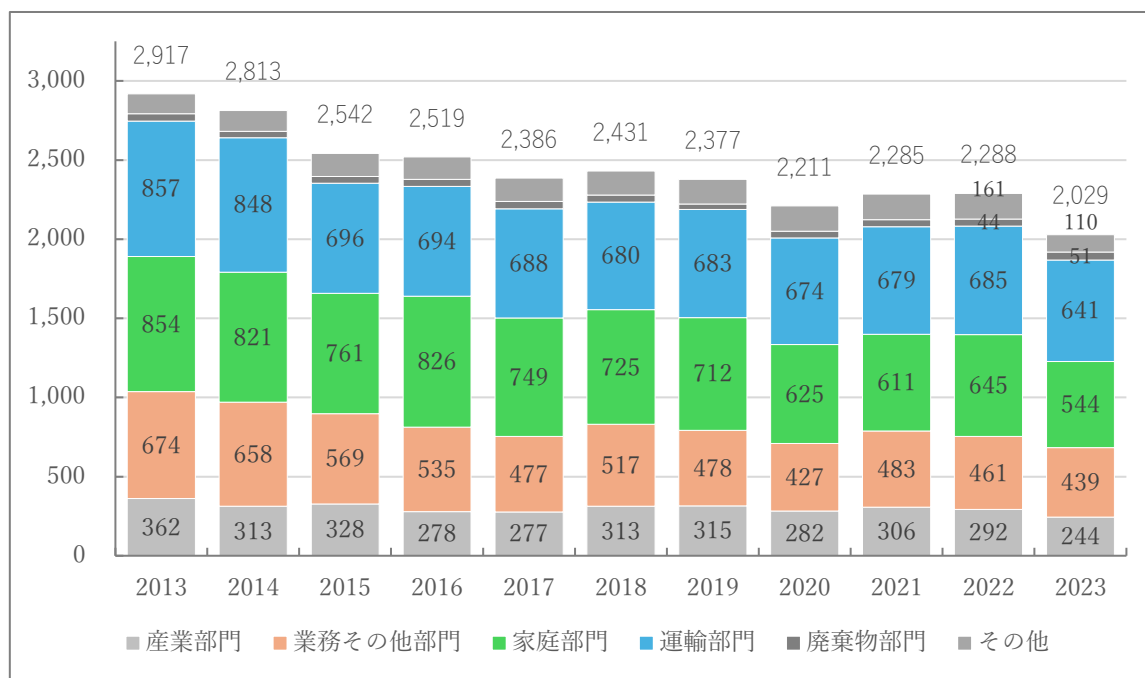
青森市の温室効果ガス排出量は、概ね減少傾向にあります。

2023(令和 5)年度の排出量は 2,029 千 t-CO₂ であり、基準年度である 2013(平成 25)年度比では 888 千 t-CO₂(30.4%)減少しています。

部門別構成比については、家庭部門及び運輸部門がそれぞれ 3 割程度、業務その他部門が 2 割程度を占めており、これら 3 部門における排出量が青森市全体の約 8 割を占めています。

(単位:千 t-CO₂)

温室効果ガス排出量部門別構成比の推移

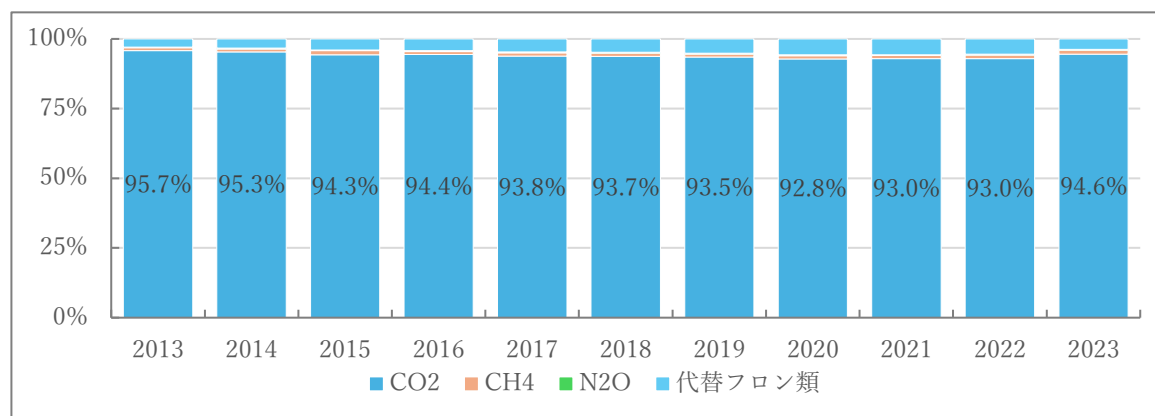


(2) 温室効果ガスの種類別排出量の推移

青森市の温室効果ガス排出量のうち、9 割以上を二酸化炭素(CO₂)が占めています。

(単位:千 t-CO₂)

温室効果ガスの種類別排出量の推移

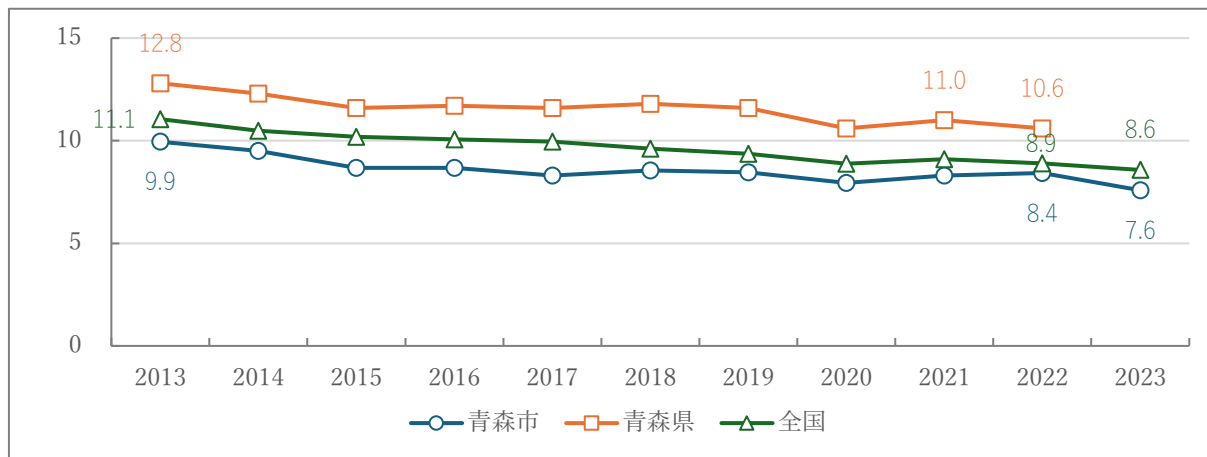


2 1人当たり排出量の推移

温室効果ガスの1人当たり排出量は、全国・青森県・青森市ともに減少傾向であり、青森市の排出量は全国平均を下回っています。

(単位:t-CO₂)

温室効果ガスの1人当たり排出量の推移部門別排出量



(単位:千 t-CO₂)

温室効果ガスの部門別内訳

	基準年度 2013(H25)年度	最新年度 2023(R5)年度	増減率
産業部門	362	244	△ 32.6%
製造業	310	198	△ 36.1%
建設・鉱業	34	25	△ 26.5%
農林水産業	18	21	16.7%
業務その他部門	674	439	△ 34.9%
家庭部門	854	544	△ 36.3%
運輸部門	857	641	△ 25.2%
自動車	680	468	△ 31.2%
鉄道	23	15	△ 34.8%
船舶	154	158	2.6%
廃棄物部門	46	51	10.9%
その他温室効果ガス	124	110	△ 11.3%
メタン	30	27	△ 10.0%
一酸化二窒素	9	6	△ 33.3%
代替フロン類	85	77	△ 9.4%
合計	2,917	2,029	△ 30.4%

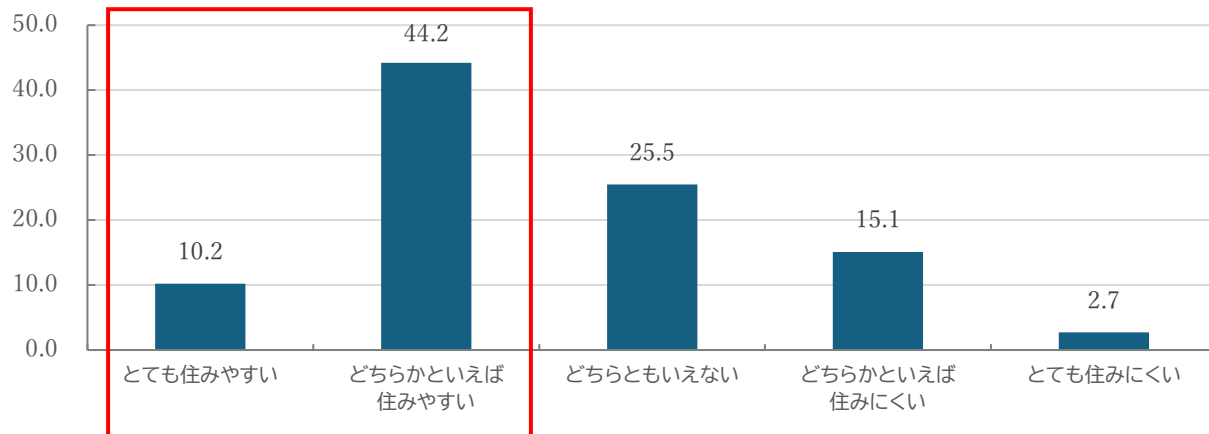
【部門別排出量の定義】

産業部門	製造業、建設業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出。
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも 帰属しないエネルギー消費に伴う排出。
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。 (自家用自動車からの排出は、運輸部門に計上)
運輸部門	自動車、鉄道、船舶におけるエネルギー消費に伴う排出。
廃棄物部門	廃棄物の焼却処分処理に伴い発生する排出。
その他の 温室効果ガス	二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、代替フロ ン類）からの排出。

参考 青森市の住みやすさ(出典:令和7年度青森市民意識調査)

- ・「とても住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた“住みやすい”と回答した人の割合は54.4%となっています。
- ・「とても住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」と回答した理由について、最も割合が高いのは「身近に親しめる自然がある」(51.3%)となっています。

①あなたにとって、青森市は住みやすい市ですか。



②どのような点で住みやすいか3つまで選び○をつけてください。

